

水道の漏水による減免申請の方法

漏水による減免については「つくばみらい市上水道の漏水に伴う水道料金等の軽減又は免除の取扱要綱（水道事業告示第1号）」に定めてあるとおり、一定のきまりがあります。以下のとおりとなっていますので申請をされる場合はご確認ください。

【減免の趣旨】

給水装置は、お客様の財産であり、お客様の責任において管理していただくものです。そのため、漏水があったときの水道料金等は漏水した分も含め、原則お客様の負担になります。ただし、お客様が注意を払っていても発見することが困難な地下や壁中などの漏水の場合に、一部減免をするものです。

【減免対象になる】

○給水装置（※1）の故障による漏水

- ・災害等の不可抗力的な要因で破損したとき
- ・地中埋設部、床下、壁面内部その他通常目視することが不可能な給水装置からの漏水箇所
- ・漏水していることを知った日から120日未満に市の指定給水装置工事事業者において修繕工事をおこなったとき
- ・その他、市長が認めたとき

（※1）給水装置とは・・・

需要者に水を供給するために水道事業の管理者の権限を行う市長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいいます。



【申請方法】

- ① 市の指定給水装置工事事業者へ修理の連絡をし、修理をする。
- ② 料金減免の対象になるケースか判断する。（判断できかねる場合は上下水道課までご相談ください）
- ③ 工事事業者から減免申請に添付する「漏水修繕済証明書」（修繕前後の現場の写真等の添付書類含む）をもらう。
- ④ 水道料金等減免申請書(様式第2号)に必要事項を記入し、上下水道課へ提出する。

※工事事業者によっては申請提出の代行や証明書発行手数料がかかる場合もあるようですので、依頼先の工事事業者までお問い合わせください。

※申請後通常1～2ヶ月後に減免決定（却下）通知書が市から届きます。

「漏水修繕済証明書」を発行される指定給水装置工事事業者のみなさまへ

【漏水修繕済証明書の内容について】

- ◎漏水箇所及び漏水理由の記入欄については、なるべく詳しくご記入ください。
例) 家（敷地）の●●●箇所の地中（床下・壁面内部）にある給水管の●●部分の●●による漏水
- ◎修繕前写真（漏水している箇所が明らかにわかるような写真）、修繕後写真を必ず添付してください。
- ※書類の内容に不備がないように作成をお願いいたします。

【減免対象にならない】

- ・給水措置の損傷が故意又は過失によると認められるとき
- ・給水装置の所有者又は使用者が、給水装置の管理において善良な管理者の注意義務を怠ったと認められるとき
- ・つくばみらい市指定給水装置工事事業者以外の者が漏水の修繕工事をしたとき（場合によっては例外を認めるときもありますが、その際は修理依頼をする前に必ず上下水道課までご相談ください。）
- ・蛇口、水洗トイレ、貯水槽、給湯器等の給水器具本体の破損による漏水によるとき
- ・漏水の事実を知り、又はメーターの点検時に漏水を指摘されたにもかかわらず、修理その他の処置を120日以上怠ったとき
- ・その他減免することが不適当であると市長が認めたとき

修繕工事完了の日から

原則として30日以内

に申請が必要です。

《問い合わせ先》

つくばみらい市 都市建設部

上下水道課 庶務係

TEL 0297-58-2111 (代)

FAX 0297-52-3996



2018.3作成